



特定疾病一時給付保険(無解約払戻金型)(22)

契約概要・ 注意喚起情報

当冊子は、ご契約に際しての重要事項が記載されています。
お申込みの前に必ずお読みください。

契約概要

ご契約の内容等に関して特にご確認いただきたいことを記載しています。

注意喚起情報

特にご注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

「ご契約のしおり・約款」をご覧になる場合は、はなさく生命ホームページから確認できます。
確認方法の詳細は裏表紙をご確認ください。

契約概要

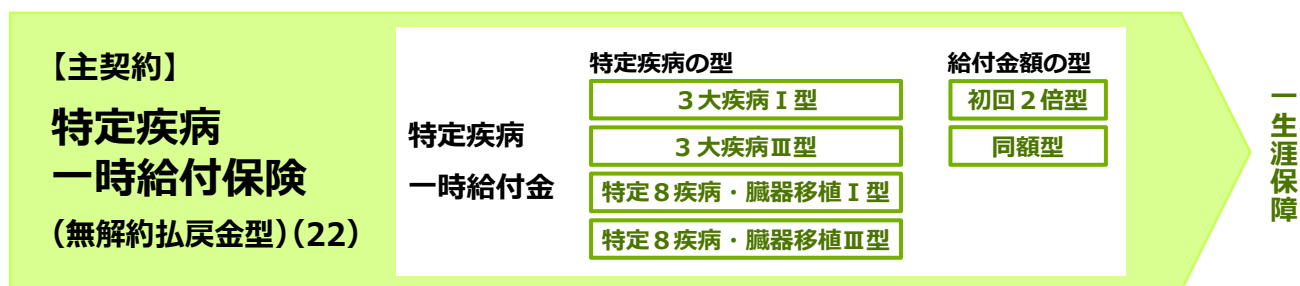
ご契約内容等に関する確認事項

この「契約概要」には、ご契約の内容等に関して**特にご確認いただきたいこと**を記載しています。

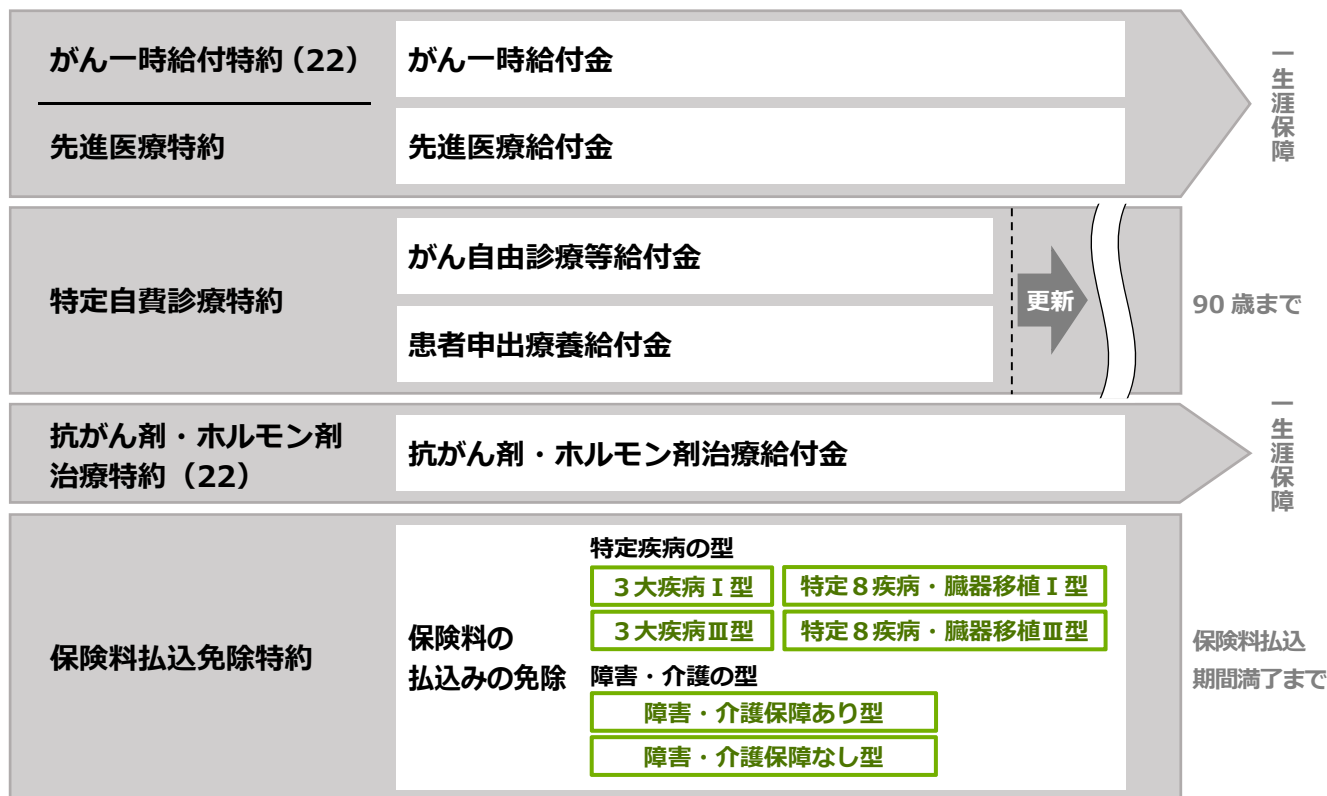
- ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 「契約概要」に記載の給付金の支払事由や給付金等をお支払いできない場合等は、概要や代表事例を示しています。
- 給付金の支払事由や給付金等をお支払いできない場合等の詳細、および主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、ご確認ください。

1 商品のしくみ

- この商品は、がんをはじめとする3大疾病または特定8疾病による所定の治療等を生涯にわたって一時金で保障する商品です。
- 各種特約の付加により、保障内容を充実させることができます。



■ご要望に応じて付加できる特約一覧



※特定疾病の型や特約の組合せ等については所定の制限があります。

※お申込みいただく保険契約の給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料払込経路、保険料払込回数、保険料等については申込書(情報端末上の申込画面を含みます。)の該当箇所を必ずご確認ください。

2

保障内容

- この商品で支払われる給付金は、次のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。なお、特約については、ご契約に付加されている場合の取扱いとなります。
- 給付金のお支払いは、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時以後に生じた場合に限ります。

給付金名称	支払事由の概要	支払額	支払限度	
特定疾病一時給付保険（無解約払戻金型）（22）（主契約）	3大疾病Ⅰ型 3大疾病Ⅲ型	初回 がん（上皮内がんを含む）と診断確定されたとき	給付金額の型に応じて、 初回2倍型： 基準給付金額 ×2倍 同額型： 基準給付金額 2回目以後 1回につき、 基準給付金額	支払回数無制限 （1年に1回）
		2回目以後 がん（上皮内がんを含む）で1日以上 の入院または所定の通院をされた とき		
		心疾患で所定の入院をされたとき または手術を受けられたとき		
	特定8疾病・ 臓器移植Ⅰ型 特定8疾病・ 臓器移植Ⅲ型	脳血管疾患で所定の入院をされた ときまたは手術を受けられたとき		通算5回 （1年に1回）
		肝硬変で1日以上入院または通 院をされたとき		
		慢性膵炎で所定の手術を受けられ たとき		
		慢性腎不全で所定の人工透析療法 を受けられたとき		
		糖尿病で所定の事由に該当され たとき		
高血圧性疾患に関連する動脈疾患 で所定の事由に該当されたとき	通算5回 （1年に1回）			
所定の臓器移植を受けられたとき	通算5回 （1年に1回）			
がん一時給付特約（22）	初回 がん（上皮内がんを含む）と診断確定されたとき 2回目以後 がん（上皮内がんを含む）で1日以上入院または 所定の通院をされたとき	1回につき、 給付金額	支払回数無制限 （1年に1回）	
				先進医療給付金

	給付金名称	支払事由の概要	支払額	支払限度
特定自費診療特約	がん自由診療等給付金	がん（上皮内がんを含む）で所定のがん自由診療による療養を、がん診療連携拠点病院等において受けられたとき	次の①②の合計額と同額 ^(*1) ①所定のがん自由診療による療養に対する費用 ②上記①の療養と一連の療養 ^(*2) として受けられた、がん（上皮内がんを含む）の治療のための療養に対する費用（所定の食事療養・生活療養のための費用を含む）	通算 1 億円 ^(*3)
		がん（上皮内がんを含む）で所定の評価療養（先進医療を除く）による療養を受けられたとき	評価療養にかかる技術料と同額	
	患者申出療養給付金	所定の患者申出療養による療養を受けられたとき	患者申出療養にかかる技術料と同額	通算 2,000 万円 ^(*3)
抗がん剤・ホルモン剤治療特約(22)	抗がん剤・ホルモン剤治療給付金	がん（上皮内がんを含む）を原因として、公的医療保険制度の対象となる所定の抗がん剤・ホルモン剤による治療のための入院または通院をされたとき	1 カ月につき、給付金額	支払回数無制限（同一月に 1 回）

(*1) 「差額ベッド代」や「がん遺伝子パネル検査」に対する費用等、がん自由診療等給付金の支払対象とならない費用があります。

(*2) 療養開始にあたっての医師による療養計画にもとづくものをいい、療養開始後に新たに行われることとなった療養は含まれません。

(*3) この特約の保険期間（5 年）で通算します。特約が更新された場合、更新前後では通算せず、次の保険期間で新たに通算します。

- 保険料の払込みの免除は、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時以後に生じた場合に限ります。
- 保険料払込免除特約は、特定疾病の型、障害・介護の型をそれぞれ次のいずれかからお選びいただきます。

保険料の払込みの免除事由の概要				
保険料払込免除特約	特定疾病の型	3大疾病Ⅰ型	がん（上皮内がんを含む）と診断確定されたとき	
		3大疾病Ⅲ型	心疾患で所定の入院をされたときまたは手術を受けられたとき	
			脳血管疾患で所定の入院をされたときまたは手術を受けられたとき	
		特定8疾病・臓器移植Ⅰ型	肝硬変で1日以上入院または通院をされたとき	
			慢性肺炎で所定の手術を受けられたとき	
			慢性腎不全で所定の人工透析療法を受けられたとき	
			特定8疾病・臓器移植Ⅲ型	糖尿病で所定の事由に該当されたとき
			高血圧性疾患に関連する動脈疾患で所定の事由に該当されたとき	
			所定の臓器移植を受けられたとき	
		障害・介護の型	障害・介護保障あり型	身体障害者福祉法に定める障害の級別の1級、2級、3級または4級の障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき
公的介護保険制度による要介護1以上に該当していると認定されたとき ^(*1)				
障害・介護保障なし型	(上記の身体障害状態・要介護状態の保障はありません。)			

(*1) 公的介護保険制度による要介護認定は満40歳以上の方が対象となり、満39歳以下の方は要介護認定を受けることはできません。(2025年11月現在)

- 保険料払込免除特約の付加にかかわらず、所定の高度障害状態または不慮の事故による所定の身体障害状態^(*2)になられたとき、以後の保険料の払込みを免除します。
- (*2) 保険料払込免除特約の保険料の払込みの免除の対象となる所定の身体障害状態とは保障範囲が異なります。

保障内容に関してご留意いただきたい点

- 被保険者が死亡された場合、主契約・特約ともに消滅し、保障はなくなります。また、この商品に死亡保険金はありませんが、被保険者が死亡されたときに解約払戻金がある場合は、解約払戻金と同額の死亡払戻金があります。
- 上記の他、主契約・特約について特にご留意いただきたい点は次のとおりです。

特定疾病一時給付保険（無解約払戻金型）（22）【主契約】について

- 特定疾病一時給付金は、特定疾病の型に応じて、次のいずれかの支払事由に該当したときにお支払いします。（Ⅰ型は「3大疾病Ⅰ型」「特定8疾病・臓器移植Ⅰ型」、Ⅲ型は「3大疾病Ⅲ型」「特定8疾病・臓器移植Ⅲ型」をいいます。）

疾病等の種類	支払事由の概要	
	初回	2回目以後 (疾病等の種類ごとに直前の支払事由該当日の1年後の応当日以後)
がん (上皮内がんを含む)	責任開始時以後に初めて所定のがん(上皮内がんを含む)と診断確定されたとき(責任開始時前に所定のがん(上皮内がんを含む)と診断確定されていないことを要します)	責任開始時以後に診断確定された所定のがん(上皮内がんを含む)の治療のため、1日以上以上の入院または次のいずれかの通院をされたとき ・ 所定の手術のための通院 ・ 所定の放射線治療のための通院 ・ 所定の抗がん剤治療のための通院(*)
心疾患	Ⅰ型	①所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療のため、1日以上以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき ②所定の急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その治療のため、継続20日以上以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき
	Ⅲ型	①所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療のため、1日以上以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき ②所定の急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その治療のため、1日以上以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき
脳血管疾患	Ⅰ型	①所定の脳卒中を発病し、その治療のため、1日以上以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき ②所定の脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その治療のため、継続20日以上以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき
	Ⅲ型	①所定の脳卒中を発病し、その治療のため、1日以上以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき ②所定の脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その治療のため、1日以上以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき
肝硬変	所定の肝硬変と診断され、その治療のため、1日以上以上の入院または通院をされたとき	
慢性膵炎	所定の慢性膵炎と診断され、その治療のための手術を受けられたとき	
慢性腎不全	所定の慢性腎不全と診断され、その治療のための永続的な人工透析療法を受けられたとき	
糖尿病	①所定の糖尿病と診断され、その治療のためのインスリン治療を継続180日以上受けられたとき	—
	②所定の糖尿病性網膜症の治療のための手術を受けられたとき	
	③所定の糖尿病性壊疽の治療のための切断術を受けられたとき	
高血圧性疾患に関連する動脈疾患	高血圧性疾患を発病し、 ①所定の動脈瘤等の治療のための手術を受けられたとき ②所定の動脈瘤等が破裂したと診断されたとき ③所定の四肢の動脈閉塞症の治療のための血行再建手術を受けられたとき	
臓器移植	心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓または小腸のいずれかの臓器についての所定の移植術を受けられたとき(被保険者が受容者の場合に限り)	

(*) ホルモン剤治療のための通院は含みません。

- がん(上皮内がんを含む)による特定疾病一時給付金は、責任開始日から90日経過後に所定のがん(上皮内がんを含む)と診断確定された場合にお支払いします。

- がん（上皮内がんを含む）による特定疾病一時給付金の2回目以後の支払事由における所定の抗がん剤治療のための通院は、公的医療保険制度にもとづく医科（歯科）診療報酬点数表によって所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される通院をされた場合が対象となります。

がん一時給付特約（22）について

- がん一時給付金は、次の支払事由に該当したときにお支払いします。

支払事由の概要	
初回	2回目以後 (直前の支払事由該当日の1年後の応当日以後)
責任開始時以後に初めて所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定されたとき（責任開始時前に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定されていないことを要します）	責任開始時以後に診断確定された所定のがん（上皮内がんを含む）の治療のため、1日以上入院または次のいずれかの通院をされたとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の手術のための通院 ・ 所定の放射線治療のための通院 ・ 所定の抗がん剤治療のための通院（*）

（*）ホルモン剤治療のための通院は含みません。

- がん一時給付金は、責任開始日から90日経過後に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定された場合にお支払いします。なお、責任開始時前または責任開始日から90日以内に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定された場合、がん一時給付特約（22）は無効となります。
- がん一時給付金の2回目以後の支払事由における所定の抗がん剤治療のための通院は、公的医療保険制度にもとづく医科（歯科）診療報酬点数表によって所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される通院をされた場合が対象となります。

先進医療特約について

- 療養を受けられた時点で先進医療に該当しない場合はお支払いの対象になりません。
- 先進医療に該当する技術には、それぞれ適応症（対象となる疾患・症状等）が定められており、医療行為、医療機関および適応症等によっては、先進医療給付金のお支払いの対象にならないことがあります。
- 先進医療給付金を支払限度までお支払いした場合には、先進医療特約は消滅します。
- 同一の被保険者において、先進医療給付のある当社の特約を重複して付加することはできません。

特定自費診療特約について

- がん自由診療等給付金およびがん（上皮内がんを含む）による患者申出療養給付金は、責任開始時以後に診断確定された所定のがん（上皮内がんを含む）を原因として、がん自由診療、評価療養または患者申出療養による療養を受けられたとき（責任開始時前に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定されていないことを要します。）にお支払いします。ただし、責任開始日から90日経過後に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定された場合に限りです。
 なお、責任開始時前または責任開始日から90日以内に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定された場合、特定自費診療特約は無効となります。

- がん自由診療によるがん自由診療等給付金のお支払いは、がん診療連携拠点病院等において療養を受けられた場合に限りです。がん診療連携拠点病院等とは、次のいずれかに該当する病院等をいいます。

・ 都道府県がん診療連携拠点病院	・ 地域がん診療連携拠点病院
・ 国立研究開発法人国立がん研究センター	・ 特定領域がん診療連携拠点病院
・ 地域がん診療病院	・ 小児がん拠点病院
・ 小児がん中央機関	・ 特定機能病院
・ がんゲノム医療中核拠点病院	・ がんゲノム医療拠点病院
・ がんゲノム医療連携病院	・ 日本臨床腫瘍学会認定研修施設

※上記の病院等は、療養を受けられた時点で、厚生労働大臣による指定もしくは承認（がんゲノム医療連携病院については、がんゲノム医療中核拠点病院またはがんゲノム医療拠点病院による指定）を受けている病院等、または公益社団法人日本臨床腫瘍学会によって認定研修施設と認められている施設をいいます。

※上記に該当する病院等については、厚生労働省または日本臨床腫瘍学会のホームページをご確認ください。

- 支払事由の対象となるがん自由診療による療養は、療養を受けられた時点で、がんに対する治療効果（腫瘍縮小効果等）が医学的に認められた療養（乳房等の形成再建手術、妊孕性温存療法、がん遺伝子パネル検査やPET 検査等のがんの検査、がんに伴う合併症・後遺症の治療等は該当しません。）で、公的医療保険制度において保険給付がなされるべき療養（評価療養および患者申出療養を含む）以外の療養であることを要します。
- がん自由診療によるがん自由診療等給付金について、次の費用はお支払いする金額に含まれません。
 - ・ 公的医療保険制度において保険給付がなされる療養に対する費用
 - ・ 評価療養または患者申出療養として行われる療養に対する費用
 - ・ 公的医療保険制度における選定療養のうち、特別の療養の環境の提供に関する費用（差額ベッド代等）に相当する費用
 - ・ 妊孕性温存療法（将来の妊娠の可能性を残すために、がんの治療を行う前に卵子や精子、受精卵、卵巣組織の凍結保存を行う療養）に対する費用
 - ・ がん遺伝子パネル検査に対する費用
 - ・ セカンドオピニオンを取得するための費用
 - ・ 日常生活上のサービスにかかる費用（パジャマ・タオルのレンタル代、テレビ代等）および文書の発行にかかる費用（診断書代等）
- がん自由診療によるがん自由診療等給付金についてお支払いする金額のうち、未承認薬（承認を受けた医薬品の適応外使用は含みません。）にかかる費用は、販売単価と使用量に応じて計算した金額の2.5倍を上限とします。
- 評価療養によるがん自由診療等給付金または患者申出療養給付金は、療養を受けられた時点で評価療養または患者申出療養に該当しない場合はお支払いの対象になりません。
- がん自由診療等給付金および患者申出療養給付金をいずれも支払限度までお支払いした場合には、特定自費診療特約は消滅します。（この場合、以後の特約の更新の取扱いはありません。）
- 同一の被保険者において、がん自由診療等給付および患者申出療養給付のある当社の特約を重複して付加することはできません。

抗がん剤・ホルモン剤治療特約（22）について

- 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金は、次の①および②をともに満たす場合にお支払いします。
 - ①責任開始時前に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定されていないこと
 - ②責任開始時以後に診断確定された所定のがん（上皮内がんを含む）を原因として、公的医療保険制度にもとづく医科（歯科）診療報酬点数表によって所定の抗がん剤・ホルモン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をされたこと
- 抗がん剤・ホルモン剤の処方を複数月分まとめて受けた場合には、その投薬期間にかかわらず、その処方せん料の算定対象となる処方せんが発行された日を、支払事由に該当する入院または通院をされた日とします。

- 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金は、責任開始日から90日経過後に診断確定された所定のがん（上皮内がんを含む）を原因とする場合にお支払いします。なお、責任開始時前または責任開始日から90日以内に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定された場合、抗がん剤・ホルモン剤治療特約（22）は無効となります。

保険料払込免除特約について

- 特定疾病の型、障害・介護の型に応じて、次のいずれかの保険料の払込みの免除事由に該当したときに以後の保険料の払込みを免除します。（Ⅰ型は「3大疾病Ⅰ型」「特定8疾病・臓器移植Ⅰ型」、Ⅲ型は「3大疾病Ⅲ型」「特定8疾病・臓器移植Ⅲ型」をいいます。）

		保険料の払込みの免除事由の概要
がん (上皮内がんを含む)		責任開始時以後に初めて所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定されたとき (責任開始時前に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定されていないことを要します)
心疾患	Ⅰ型	①所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき ②所定の急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その治療のため、継続20日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき
	Ⅲ型	①所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき ②所定の急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき
脳血管疾患	Ⅰ型	①所定の脳卒中を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき ②所定の脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その治療のため、継続20日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき
	Ⅲ型	①所定の脳卒中を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき ②所定の脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき
肝硬変		所定の肝硬変と診断され、その治療のため、1日以上入院または通院をされたとき
慢性膵炎		所定の慢性膵炎と診断され、その治療のための手術を受けられたとき
慢性腎不全		所定の慢性腎不全と診断され、その治療のための永続的な人工透析療法を受けられたとき
糖尿病		①所定の糖尿病と診断され、その治療のためのインスリン治療を継続180日以上受けられたとき ②所定の糖尿病性網膜症の治療のための手術を受けられたとき ③所定の糖尿病性壊疽の治療のための切断術を受けられたとき
高血圧性疾患 に関連する動脈疾患		高血圧性疾患を発病し、 ①所定の大動脈瘤等の治療のための手術を受けられたとき ②所定の大動脈瘤等が破裂したと診断されたとき ③所定の四肢の動脈閉塞症の治療のための血行再建手術を受けられたとき
臓器移植		心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓または小腸のいずれかの臓器についての所定の移植術を受けられたとき（被保険者が受容者の場合に限ります）
身体障害状態 要介護状態		①身体障害者福祉法に定める障害の級別の1級、2級、3級または4級の障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき ②公的介護保険制度による要介護1以上に該当していると認定されたとき

- がん（上皮内がんを含む）による保険料の払込みの免除は、責任開始日から90日経過後に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定された場合に以後の保険料の払込みを免除します。

3 特約の更新（特定自費診療特約）

- 特約の保険期間満了日の1カ月前までに保障を継続しない旨の申出がない限り、被保険者の健康状態にかかわらず、特約の保険期間満了日の翌日に自動的に更新します。（更新後を含め、特約の保険期間は90歳満了を上限とします。）
- 更新後の特約の保険期間は5年です。ただし、保険期間を5年で更新すると、更新後の特約の保険期間満了日における被保険者の年齢が90歳を超える場合は90歳満了に保険期間を短縮し、また、更新後の特約の保険期間中に主契約の保険料払込期間満了日が到来する場合は主契約の保険料払込期間満了日まで保険期間を短縮して更新します。
- 更新後の特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢、保険料率により計算します。同一の保障内容で更新する場合でも、更新後の保険料は変更となることがあります。
- 更新後の特約には、更新日の約款を適用します。
- 更新時に特約の付加を取扱っていない場合には、特約は更新されません。この場合、更新の取扱いに準じて当社が定める他の特約に変更されることがあります。

4 保険期間・保険料等

- 保険期間・保険料払込期間・保険料払込回数・保険料払込経路は、それぞれ次のとおりです。

主契約・特約		保険期間	保険料払込期間	保険料払込回数	保険料払込経路
主契約		終身	終身・有期	月払 (年12回払込み) ・ 年払 (年1回払込み)	口座振替扱 ・ クレジットカード扱
特約	特定自費診療特約	5年	特約の保険期間と同一		
	保険料払込免除特約	主契約の保険料払込期間満了まで ※主契約の保険料払込期間が有期の場合で、特定自費診療特約を付加しているときは最長90歳まで	主契約と同一 ※主契約の保険料払込期間が有期の場合で、特定自費診療特約を付加しているときは最長90歳まで		
	上記以外の特約	終身	主契約と同一		

5 解約払戻金

- 主契約については、保険料払込期間中の解約払戻金はありません。
主契約の保険料払込期間が有期の場合は、保険料払込期間満了後に主契約の基準給付金額の10%の解約払戻金があります。
- 特約については、保険期間を通じて解約払戻金はありません。

6 契約者配当金

- この商品に、契約者配当金はありません。

7 その他の注意事項

- 契約貸付制度、保険料の自動振替貸付制度、保険契約の復活の取扱い（消滅した保険契約を元に戻す取扱い）はありません。
- ご契約後に、給付金額の増額、特約の途中付加、ご契約時に選択した型の変更をすることはできません。
- 募集代理店や申込方法（Webによる申込み等）によっては取扱いできる特約、契約年齢、給付金額等が異なる場合があります。

8 引受保険会社

- 引受保険会社は、はなさく生命保険株式会社（日本生命グループ）です。
- 当社の生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情につきましては、はなさく生命お客様コンタクトセンターにご連絡ください。

はなさく生命お客様コンタクトセンター

0120-8739-17（通話料無料）

受付時間 月～土曜日 9:00～18:00

（祝日、12/31～1/3を除く）

はなさく生命ホームページ：<https://www.life8739.co.jp/>

！ 注意喚起情報

ご契約に関する注意事項

この「注意喚起情報」には、**特にご注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。**

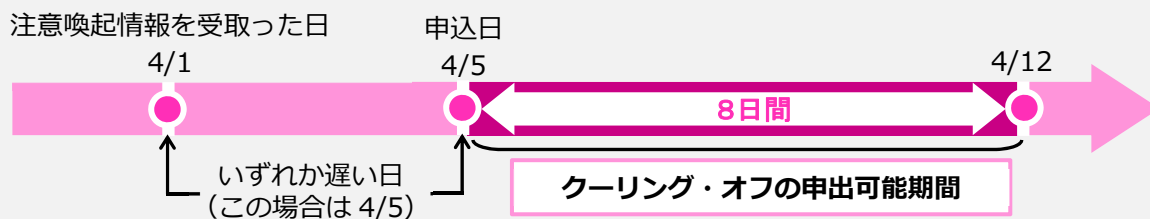
- ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 特に、給付金等をお支払いできない場合等、お客様にとって不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください。
- 現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合は、お客様にとって不利益となることがありますので、十分ご注意ください。
- 給付金の支払事由や給付金等をお支払いできない場合等の詳細、およびご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、ご確認ください。

クーリング・オフ制度

1

保険契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録による申出により、保険契約の申込みの撤回または保険契約の解除ができます。

クーリング・オフ<例>



- クーリング・オフを行った場合で、すでにお払込みいただいた保険料があるときには、当社はその金額を返金します。
- 次のいずれかの方法で、クーリング・オフの申出可能期間内にお申出ください。

●書面による場合

書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。期間内（8日以内の消印有効）に、はなさく生命保険株式会社あてに送付してください。

【記載事項】

- ① 申込みの撤回等をする旨
- ② 申込みの撤回等をする理由（任意）
- ③ 証券番号（生命保険契約申込書（お客様控）の右上に記載）
- ④ 申込者または契約者の住所・電話番号
- ⑤ 申込者または契約者の氏名（自署）

【書面の送付先】

〒100-8691 日本郵便（株）銀座郵便局 私書箱52号
はなさく生命保険株式会社 クーリング・オフ受付担当 行

●電磁的記録による場合

当社では主たる窓口として、はなさく生命ホームページをご案内しています。期間内（8日以内）に、はなさく生命ホームページに記載の手順に沿って必要事項をご入力の上、お申出ください。

2

健康状態等の告知義務

健康状態等についてありのままを告知してください。

告知義務について

- **契約者や被保険者には健康状態等を告知する義務があります。**
- **告知は生命保険のお引受けを判断する際の重要な事項であるため、告知書^(*1)で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。**
なお、告知いただいた内容（傷病歴・通院事実等）により、後日追加の詳しい告知等が必要になることがあります。
(* 1) 情報端末上の告知画面を含みます。
- **生命保険募集人^(*2)には告知を受ける権限がありません。**
そのため、これらの者に口頭で伝えたり、健康診断の結果資料等を提示したりしても告知にはなりません。
(* 2) 募集代理店やはなさく生命 通販受付ダイヤル等のオペレーターを含みます。
- **傷病歴等がある場合でも、保険契約をお引受けできる場合があります。**
なお、特別な条件^(*3)をつけてお引受けする場合^(*4)や、お断りする場合もあります。また、当社では、引受基準を緩和することで健康に不安のある方でも加入しやすい医療保険（当社の他の医療保険に比べて保険料が割増しされています）も取扱っています。
(* 3) 特別な条件は次のとおりです。
 - ・ 特定の身体部位や傷病を保障しない（特定部位・傷病不担保法）
 - ・ 特定の高度障害状態を保障しない（特定高度障害状態不担保法）(* 4) この場合には、「特別条件のご案内」をご提供します。このご案内で示した条件をご了解いただければ、当社の承諾により保険契約は成立します。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- **契約者や被保険者の故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知したりした場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。**
なお、責任開始日から2年を経過していても、給付金の支払事由等が責任開始日から2年以内に発生していた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。
- **保険契約または特約を解除した場合、給付金の支払事由等に該当していても、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができません。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻さず、解約払戻金があれば、その金額を契約者にお支払いします。**
また、告知義務違反の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険契約または特約を取消することがあります。この場合、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

3

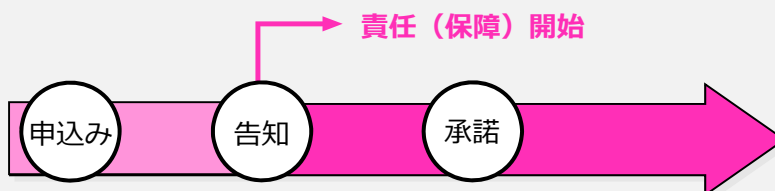
責任開始（保障の開始）

当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時から、契約上の責任（保障）を開始します。

- 保険契約は、お客様からの申込みを当社が承諾した場合に成立します。

責任開始（保障の開始）＜例＞

当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時にさかのぼって、責任（保障）を開始します。



※申込みが告知より遅い場合には、申込みが完了した時から責任（保障）を開始します。

- 生命保険募集人^(*)は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、保険契約を成立させることができません。

(*) 募集代理店やはなさく生命 通販受付ダイヤル等のオペレーターを含みます。

4

現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合

現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合、お客様にとって不利益となる事項があります。

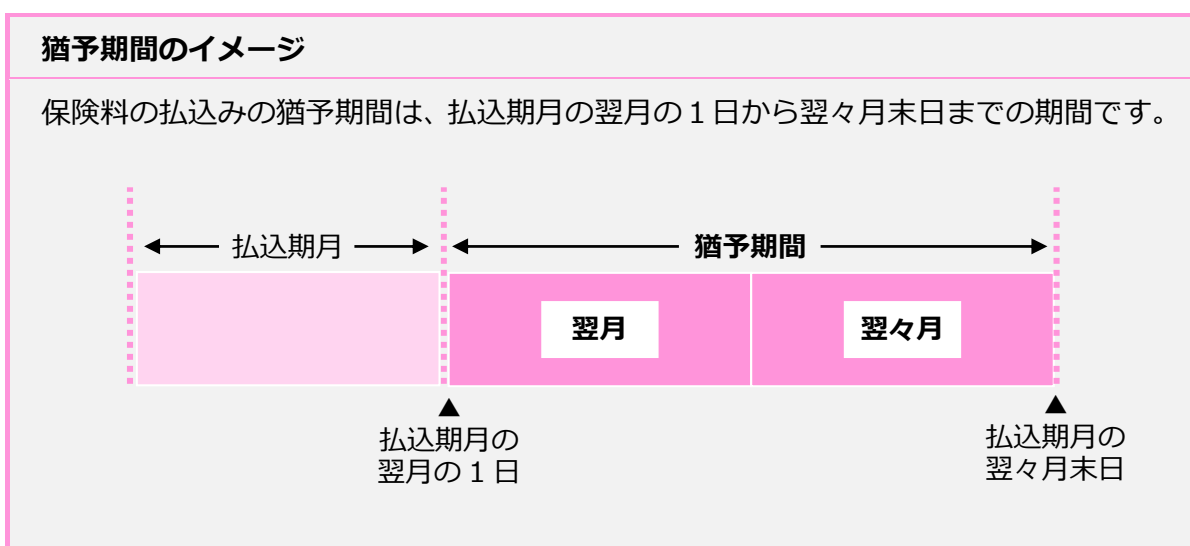
- **解約・減額した保険契約を元に戻すことはできません。**
- **解約・減額時の払戻金は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。**
- 現在加入している保険契約を解約することで、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利等を失う場合があります。
- 新しい保険契約については、一般の保険契約の申込みと同様、健康状態等を告知する義務があります。
そのため、健康状態等によっては、特別な条件をつけてお引受けする場合や、お断りする場合があります。
また、新しい保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定等についても、新しい保険契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。
詳しくは **2** **健康状態等の告知義務** をご確認ください。
- 新しい保険契約については、**原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時前に生じている場合等には、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができない場合があります。**
- **保険料の基礎となる予定利率等は、現在加入している保険契約と新しい保険契約とで異なることがあります。新しい保険契約の予定利率が現在加入している保険契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。**

5

保険料の払込みがない場合等の取扱い

保険料は払込期月内にお払込みください。猶予期間内に払込みがない場合は、保険契約は消滅します。(消滅した保険契約を元に戻すことはできません。)

- 払込期月内に保険料の払込みがない場合でも、すぐに保険契約が消滅しないように保険料の払込みの猶予期間を設けていますが、**猶予期間内に保険料が払込まれないときは、保険契約は猶予期間の満了をもって消滅します。**



- この保険には、保険契約の復活の取扱い（消滅した保険契約を元に戻す取扱い）はありません。
- この保険には、保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。
- 払込期月内に保険料の払込みがない場合、保険料の払込みについて携帯電話番号を宛先とするメッセージサービスや郵送等によりお知らせします。そのため、当社にご登録いただいた通信先（携帯電話番号等）・住所について変更がある場合、必ず当社にご連絡ください。

6

給付金等の請求

給付金の支払事由等に該当した場合は、すみやかに当社にご連絡ください。

上記の場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や不明な点が生じた場合等にもご連絡ください。

- 給付金の支払事由、保険料の払込みの免除事由、請求手続等については、「ご契約のしおり・約款」にも記載していますので、あわせてご確認ください。
- 給付金等の請求に関する当社からの大切なお知らせが届けられなくなる場合がありますので、通信先（携帯電話番号等）・住所について変更がある場合、必ず当社にご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の給付金の支払事由に該当することがあります。
- 被保険者が受取人の場合で、受取人が給付金等を請求できない所定の事情があるときに、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求することができます。なお、指定代理請求人は請求時において所定の範囲内であることを要します。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、支払事由、保険料の払込みの免除事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。
- **特定自費診療特約のがん自由診療による給付金については、療養の内容によって支払対象にならない場合等があるため、療養を受ける前に必ず当社にご連絡ください。**

7

給付金等をお支払いできない場合

給付金等をお支払いできない場合や保険料の払込みを免除できない場合があります。

代表的なものは、次のとおりです。

- 支払事由に該当しない場合
責任開始時前に生じた傷病や不慮の事故等を原因とするとき 等
- 免責事由に該当した場合
契約者・被保険者の故意または重大な過失により支払事由に該当したとき 等
- 告知義務違反により、保険契約または特約が解除された場合
- 詐欺や給付金の不法取得目的をもって保険契約の締結が行われ、保険契約または特約が取消・無効とされた場合
- 給付金等を詐取する目的で事故を招いたときや、**契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡時支払金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等**、重大事由により、保険契約または特約が解除された場合
- 保険料の払込みがなく、保険契約が消滅した場合
- **特定疾病一時給付保険（無解約払戻金型）（22）【主契約】、がん一時給付特約（22）、特定自費診療特約、抗がん剤・ホルモン剤治療特約（22）、保険料払込免除特約について、責任開始日から90日以内にがんと診断確定された場合**
(この場合、がん一時給付特約（22）、特定自費診療特約、抗がん剤・ホルモン剤治療特約（22）は無効となります。)

※上記に該当する場合でも、給付金等のお支払いや保険料の払込みの免除の対象となる場合があります（責任開始時前に生じた疾病を原因とした場合であっても、その疾病について正しい告知があったときや、病院への受診歴等がなくその疾病による症状について認識や自覚がないとき等）。

8

解約と解約払戻金

保険料払込期間中の解約払戻金はありません。

- 主契約については、保険料払込期間中の解約払戻金はありません。主契約の保険料払込期間が有期の場合は、保険料払込期間満了後に主契約の基準給付金額の10%の解約払戻金があります。
- 特約については、保険期間を通じて解約払戻金はありません。

9

確認担当者による申込内容、告知内容、給付金等の請求内容等の確認

当社の確認担当者（当社が委託した確認担当者を含みます。）が、申込内容、告知内容、給付金等の請求内容等を確認することがあります。

10

生命保険会社が経営破綻した場合等

生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化、または経営破綻等により給付金額等が削減されることがあります。

- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。万一、経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。

**当社の生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情につきましては、
はなさく生命お客様コンタクトセンターにご連絡ください。**

はなさく生命お客様コンタクトセンター

0120-8739-17（通話料無料）

受付時間 月～土曜日 9：00～18：00
（祝日、12／31～1／3を除く）

はなさく生命ホームページ：<https://www.life8739.co.jp/>

この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・
来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に
「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。

ホームページ：<https://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、
原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合につい
ては、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益
の保護を図っています。

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

はなさく生命は、お客様の利便性向上のため、インターネット上で閲覧するWeb版「ご契約のしおり・約款」を推奨しています。

Web版「ご契約のしおり・約款」の特長

保管不要

冊子のように保管する必要がなく、紛失の心配もありません。

どこでも閲覧

インターネット環境があれば、いつでもどこでも閲覧できます。

簡単に検索

読みやすいサイズに文字を拡大したり、読みたい箇所を検索したりできます。

Web版「ご契約のしおり・約款」の閲覧方法

STEP 1

次のいずれかの方法で
当社ホームページに
アクセス

スマートフォン等で
QRコードを
読み取ってください。



URL <https://www.life8739.co.jp/customer/shiori>

「はなさく生命 約款」で検索してください。

はなさく生命 約款

STEP 2

該当する
「ご契約のしおり・約款」
をクリック

ご契約の「商品名」と
保険証券に記載の
「ご契約のしおり・約款番号」を
ご確認のうえ、ご覧ください。

※ご契約をご検討中の方は、最新版をご確認ください。

※お申込みの際に冊子版の「ご契約のしおり・約款」を希望される場合は、募集代理店またははなさく生命お客様コンタクトセンターにお申出ください。

※ご契約後に冊子版の「ご契約のしおり・約款」を希望される場合は、はなさく生命お客様コンタクトセンターまでお申出ください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

[募集代理店]

[引受保険会社]

はなさく生命保険株式会社

<お客様コンタクトセンター>

はなさく いーな
 **0120-8739-17** (通話料無料)

受付時間 月～土曜日 9:00～18:00(祝日、12/31～1/3を除く)

<ホームページ>

<https://www.life8739.co.jp/>

※はなさく生命ホームページではご契約内容のご確認や、住所・電話番号の変更等の各種手続きができます。